裁判所

ポイント1　裁判所の仕組み

＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

① 司法と裁判所

資料1　裁判所

司法（裁判）：法を基準として争いを解決すること

日本国憲法では，国民の人権を守るために第32条で裁判を受ける権利を保障している

② 裁判所の種類

最高裁判所		高等裁判所から上告された裁判を扱う	1か所（東京都）
下級裁判所	高等裁判所	他の下級裁判所から控訴（こうそ）された裁判を扱う	8か所（各地方に1つ）
	地方裁判所	様々な裁判を扱う	50か所（都府県に一つ，北海道に4つ）
	家庭裁判所	家庭内の争いや少年事件などを扱う	
	簡易裁判所	比較的軽い裁判を扱う	438か所

③ 司法権の独立

司法権の独立：裁判は公正で中立に行われる必要があるため，他の権力の圧力や干渉（かんしょう）を受けない

↓

裁判官は自らの良心に従い，憲法と法律にのみ拘束される

裁判官は憲法により身分を保障されており，心身の故障，弾劾（だんがい）裁判，国民審査以外で罷免（ひめん）されない

└ 国会で行われる裁判官としての適性を判断する裁判

ポイント2　三審制

＿＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

三審制とは

人権を守るため，裁判は慎重に行う必要がある

↓

三審制：裁判は同じ事件で3回まで受けられる

資料2 三審制

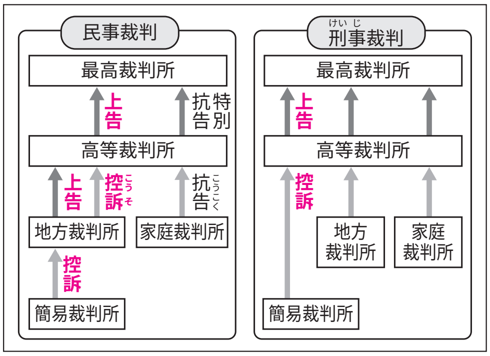

確認テスト

次の問いに答えなさい。

(1) 法を基準として争いを解決する働きを何というか。　＿＿＿＿　**司法（裁判）**

(2) 裁判所が公正な裁判を行うため，国会や内閣から独立していることを何というか。　＿＿＿＿　**司法権の独立**

(3) 裁判所を二つに分類すると，最高裁判所ともう一つは何か。　＿＿＿＿　**下級裁判所**

(4) 裁判官が辞めさせられるケースとなりうる，国会で行われる裁判官としての適性を判断される裁判を何というか。　＿＿＿＿　**弾劾裁判**

(5) 裁判を慎重に行い，人権を守るため，同一事件で3回まで裁判を受けられる仕組みを何というか。　＿＿＿＿　**三審制**